

電話リレーのOPを担う 手話通訳者の特徴

2019年4月8日

全国手話研修センター

理事 近藤幸一

手話通訳者養成における (社福)全国手話研修センターの機能

全国手話検定試験

手話通訳者養成

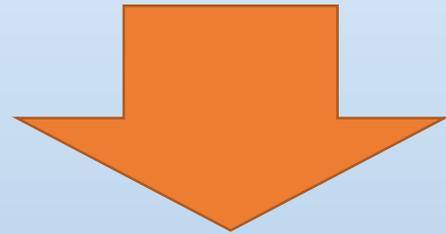
手話通訳者全国统一試験

手話通訳者現任研修

(社福)全国手話研修センターの特徴

①2002(平成14)年当事者団体と支援団体が共同して
設立した全国唯一の社会福祉法人

②手話通訳者の養成等事業の実施においては各都道府県の
当事者と支援団体が共同して実施



我が国の手話通訳者の活動等の内容に最も
影響力をもつ組織体

全国手話検定試験

全国手話検定2・3級が手話通訳者養成の基本課程受講開始レベルで、手話通訳者養成のすそ野を広げる役割がある

①2005(平成17)年より13回試験実施 ⇒1級～5級合格者85,000人
(内)1級～3級合格者36,391人

②検定の特徴

- 都道府県単位で実施
- 当事者と通訳者による面談方式の採用
- 団体受験 2018年度実績 33団体 910人合格

手話通訳者の養成

- ① 全国的に統一された「厚労省カリキュラム」がある。
- ② 上記に対応したテキストがある。

カリキュラムには、手話の習得と目的とした課程と手話通訳者養成を目的とした課程がある

- ① 手話の習得 奉仕員入門30時間・基礎課程 40時間
- ② 手話通訳者養成 基本課程30時間・応用課程30時間
 実践課程18時間
 合計 148時間(テキスト 168時間)

厚生労働省カリキュラムとテキスト



実技編

厚生労働省カリキュラム				テキスト		
奉仕員	入門	70時間	30時間 表現基礎練習 手話による表現(1)(自己表現) 手話による表現(2)(対話の基礎練習) 手話による表現(3)(会話練習) 総合練習	40講座 60時間	入門編 18講座 27時間	つたえあってみましょう 自己紹介をしましょう 話してみましょうⅠ 話してみましょうⅡ 総合練習
	基礎		40時間 手話の基本文法 総合練習 基本文法の応用、総合練習		基礎編 22講座 33時間	話しあってみましょうⅠ・Ⅱ・Ⅲ、総合練習Ⅰ 総合練習②
通訳者	基本	78時間	30時間 手話通訳能力の向上(1) 手話通訳の技術(基本) 場面における手話通訳技術(1)	72講座	通訳Ⅰ 32講座 48時間	基本文法の復習 通訳学習に入る前に、身近な場面通訳、要約 読み取り通訳、手話をみて要約、聞き取り通訳 場面通訳
	応用		30時間 手話通訳能力の向上(2) 手話通訳の技術(応用) 場面における手話通訳技術(2)			108時間
	実践		18時間 手話通訳実習	通訳Ⅲ 10講座 15時間	通訳のやり方・あり方 事例検討・ロールプレイ 手話通訳実習	
総計			148時間			168時間

厚労省カリキュラム			テキスト		
講義名		時間	講義名		時間
入門課程	聴覚障害の基礎知識	2	奉仕員養成	聴覚障害の基礎知識	2
	手話の基礎知識	1		手話の基礎知識	1
	聴覚障害者の生活	2		聴覚障害者の生活	2
基礎課程	障害者福祉の基礎	2		障害者福祉の基礎	2
	聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度	2		聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度	2
	ボランティア活動	1		ボランティア活動	1
基本課程	手話通訳の心構え	2	手話通訳Ⅰ	手話通訳の心構え	2
	身体障害者福祉概論	1		身体障害者福祉概論	1
	ソーシャルワーク概論	2		ソーシャルワーク概論	2
応用課程	手話通訳の理念と仕事(1)	2		手話通訳の理念と仕事Ⅰ	2
	ことばの仕組み	2	手話通訳Ⅱ	ことばの仕組み	2
	手話通訳者の健康管理	1		手話通訳者登録制度の概要	1
実践課程	手話通訳の理念と仕事(2)	1		手話通訳の理念と仕事Ⅱ	1
	聴覚障害児の言語発達		聴覚障害児の言語発達		
	手話通訳者登録制度の概要	1	手話通訳Ⅲ	手話通訳者の健康管理	1

2018年度テキスト販売部数

手話で学ぼう 手話で話そう	・・・	20,500部
手話通訳Ⅰ	・・・	2,500部
手話通訳Ⅱ	・・・	1,711部
手話通訳Ⅲ	・・・	1,100部
手話通訳者養成のための講義テキスト	・・・	1,400部
合計		<hr/> 27,211部

手話通訳者統一試験

試験の性格は、手話通訳者養成実施者(都道府県知事等)による手話通訳者登録試験

①その地域で活動することが前提条件
手話通訳士試験は資格試験

②実施主体は手話通訳者養成実施者
全国手話研修センターは全体調整、試験問題の合否基準の提供と調整

試験内容(筆記試験)

①手話通訳者に必要な基礎知識

出題範囲は養成テキストの範囲

ろう運動(当事者活動)に関する問題も出題

②国語

中学生卒業レベルを設定

～満点の受験者も～

テキストで学習した内容の到達度評価

①手話の要約試験

手話の読み取り⇒日本語で要約文

受験者にも、採点者(地域のろう者・手話通訳者)にも

レベルの高い試験課題

②場面通訳

実践的な問題⇔読み取り通訳と聞き取り通訳の切り替え

能力・補足能力

通訳士試験より基本的・実践的な内容

①合格率が低い

2001年～2017年の平均合格率22.6%

最高35.6%（2002年度） 最低11.77%（2014年度）

②地域格差が大きい（合格者数20倍以上の差・H県282人-G県16人）

合格者数 150人以上は9県（兵庫・愛知・京都・広島・千葉など）

50人以下は16県（岐阜・山梨・秋田・石川・鳥取など）

※2018年3月

③試験合格者の実働者は全国で1000人程度（推計）※5人に1人

手話通訳者現任研修

- 手話通訳者現任研修 講義「相談支援、労働」:2h 2講義、
講義・演習「手話通訳の職務」:6h、実技:8h
参加者数(2018年度):82名 総受講者1340名
- 手話通訳士現任研修 研修テーマ「人権と司法」 講義:2h 5講義、実技:8h
参加者数(2018年度):65名 総受講者1299名
- 手話通訳士試験対策研修 講義「筆記試験4科目」:2h 4講義、実技:6h
参加者数(2018年度):102名 総受講者929名
- 手話通訳士基礎研修・政見放送研修
基礎研修 倫理と事例検討等・演習・実技:6h
政見放送研修 理論編・実技編:5h
参加者数(2018年度):63名 総受講者458名

電話リレーOP(CA)業務の担い手として課題と思われること

手話通訳者の役割モデル

専門職としての手話通訳者の必要性

「手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書」1-(2)
財団法人全日本聾啞連盟 手話通訳認定基準等策定検討委員会
1988(昭和63)年3月30日

手話通訳の専門性

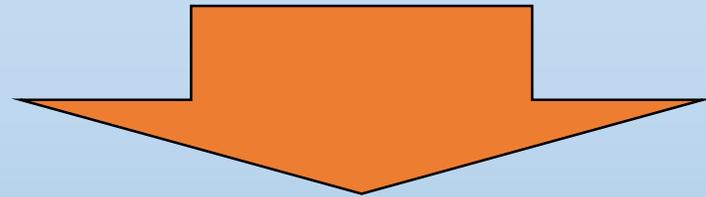
聴覚障害者の直面する様々な問題に精通しており

- ①聴覚障害者のために、国語の理解が不十分な人に対する場合でも
- ②個人的・社会的に重要かつ複雑な場面で、迅速に確実なコミュニケーションを確保する必要がある場合でも
- ③高等教育や企業内教育のように専門的用語が使用される場合でも

聴覚障害者に十分伝達できる通訳技術を言う。

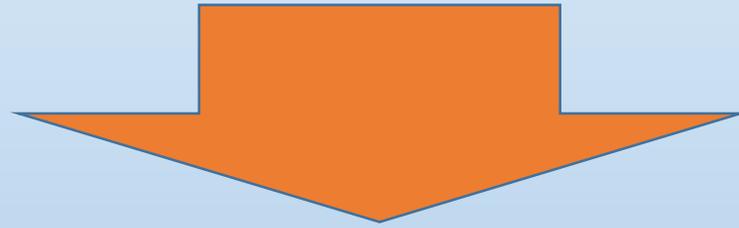
このような技術、知識を持つ専門的手話通訳者でなければ聴覚障害者や家族の生命・人権を守り、その暮らしや生きがいを高めることは不可能である。

したがって、聴覚障害者と健聴者の双方に正確、適切な「**コミュニケーション**」と「**情報提供**」ができる能力について、専門的訓練を受け、社会的にも信頼され、認知された手話通訳者が必要となる。



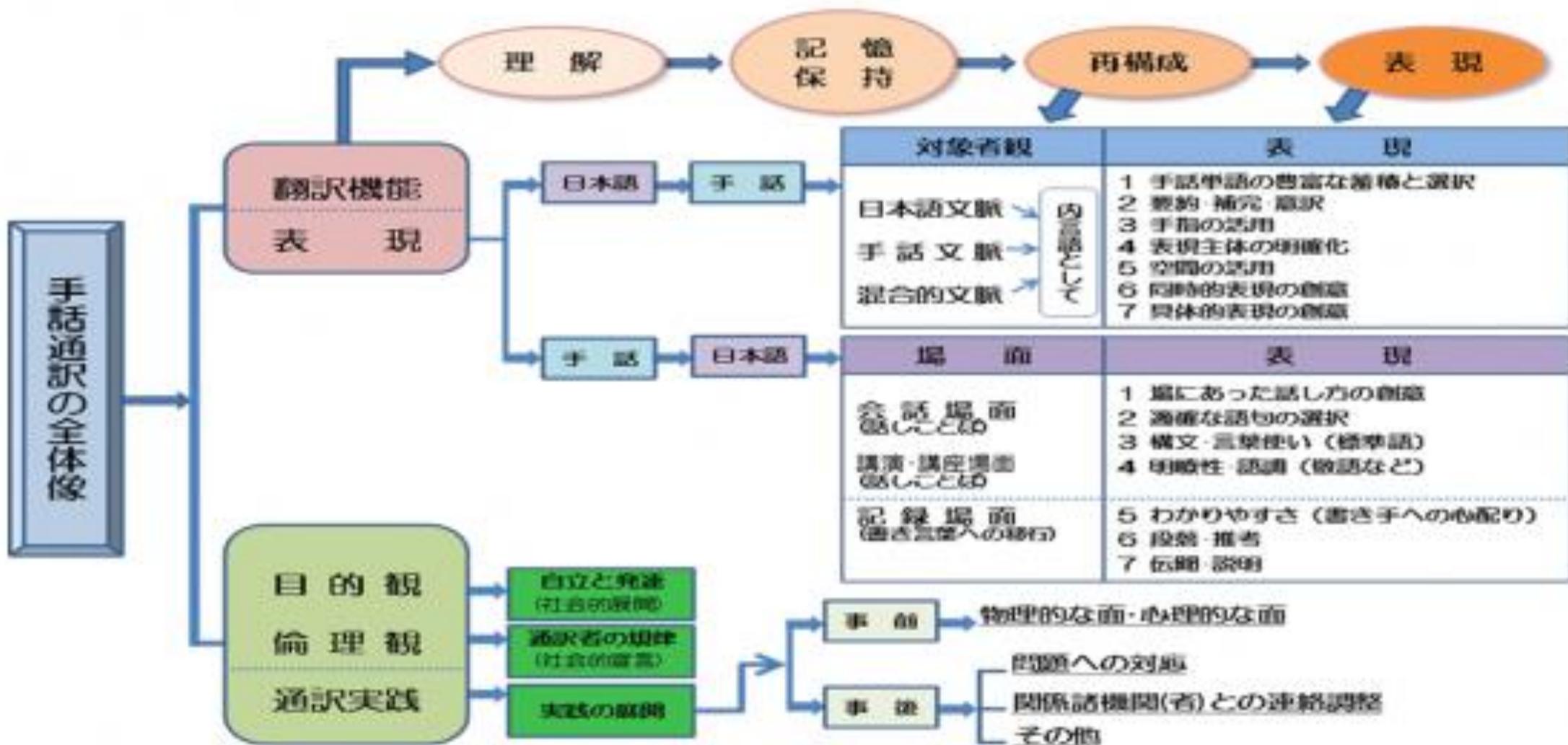
直接的な対人通訳が前提

手話通訳者が戸惑うであろうこと



OP研修・養成上の課題

手話通訳の全体像



電話リレーサービスのコミュニケーション

- ①言語行為においての聞き手と話し手の「協調の原則」
- ②意思疎通にはノンバーバルコミュニケーションの比重が大きい

「電話リレーサービス」=低コンテクストのコミュニケーション
会話の内容を補い合うことが難しい場合がある

手話による固有名詞・方言・言い回し⇒手話の地域性などへの対応が必要

詐欺行為、依存行為、虚偽行為(協調の原則が守られない場合)
⇒現在の派遣制度では対応しないことが多く、手話通訳者も対応した経験が少ない
⇒担い手養成が必要になる

福祉的＝実践レベルの役割の困難

福祉的価値＝相互の応答性・関係性の向上



手話通訳をプロセスとして機能させることが不可欠

**電話リレーは1回性が原則
プロセスとしては機能しにくい。**

意見

①2018年度度京都市（公費+自費）件数5409件

⇒医療・介護で63%

⇒会議等は団体会議など全体の3%

⇒TVなどの類似する「通訳」は多くない。

担い手も固定される傾向

②2018年度 京都電話リレーの9月～1月のかけ先データでは

⇒飲食、小売り、運輸、娯楽など生活関連の合計が70%

「福祉」と「通信」との棲み分け